



令和4年(ワ)第4号 損害賠償請求事件

原 告 熊 谷 章 文 外2名

被 告 熊 谷 繁 外5名

原 告 準 備 書 面 (5)

令和5年(2023年)8月8日

長野地方裁判所飯田支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 原 正 治

同 弁護士 原 史 織

被告準備書面(5)に対する認否・反論等

第1 第1 「原告らの、特別口座の解約にかかる経緯に関する主張について」について

1 (1)について

(1) 第2段落について

ア 「園原部落特別会計 No. 1」(口座番号 6261639) の口座が平成15年に開設されたことは認めるが、被告が提出した乙33・34を原告章文が確認していたことは否認する。

イ 原告章文は、甲21の陳述書において、解約した4つの口座について、平成18年度以降に開設されたこと、これらの口座が適正な監査を受けていないため解約した旨記載したが、これらの記述は不正確であり、実際に

は、被告が指摘するように「園原部落特別会計 No. 1」の口座は平成 15 年に開設されている。この口座が開設された当時、奉賛会（火渡り行事の主催団体）の会長を原告章文の父熊谷典章が務めていたが、「火渡りの場所代 10 万円は部落の収入であるため、普通預金口座（部落の一般会計口座）と別にして管理せよ」との指示を受け、書記であった原告章文が会計の熊谷寛氏にお願いして新規口座を開設したものである。

従って、原告章文の認識としても、「園原部落特別会計 No. 1」の口座が開設された経緯については、問題があるとは考えておらず、この口座を解約した理由は、原告準備書面(2)の第 1 の 6(3)ア(6 頁)に記載したとおり、会計処理に疑問を持ったためである。

なお、原告章文が解約した 4 つの貯金口座につき、それぞれ解約した理由を、改めて整理して後記に詳述する。

ウ 原告としては、乙 33 及び乙 34 の会計簿自体が、真正のものであるか甚だ疑問である。

というのは、本来会計簿は、ノートに手書きで記入するものであり、また、連続性を持たせるため、冊をまたいで通番でページ番号が振られていた。

ところが、乙 33 は、ページ番号が振られていない上、パソコン等で作成した表をページ全体に貼り付けて作成されており、乙 34 は、突然ページ番号が 1 頁目から開始されている。

例えば、被告が別件訴訟で提出した証拠と対照すると、平成 16 年度の会計簿は 184 頁から 187 頁、平成 17 年度の会計簿は 188 頁から 195 頁のページ番号が振られているのであり（甲 27・28。但し、これらの会計簿についても、パソコンで作成されており、原告としては、記載内容に疑念がある）、被告が提出した平成 18 年度及び平成 19 年度の会計簿（乙 33・34）が、これらの会計簿と連続性がないことは明らかであ

る。

エ　原告章文の署名・捺印についても、乙33については、別の書類に署名・捺印したものと合成された書類であると思われる。

また、乙34については、原告章文は、平成19年度の部落総会の席上で、熊谷昌彦氏に頼まれて、「園原部落明細」（園原部落の一般会計通帳の書き写し）のみをその場で一般会計の通帳と照らし合わせて確認して、署名したことは記憶しているが、その際には、園原部落普通預金通帳以外の通帳は確認していない。

そもそも、会計簿には、「園原部落普通預金通帳」の口座記録を転記するだけで、その他の通帳や定期預金などの明細は記入されていなかった。

今般、平成19年度の会計であった熊谷昌彦氏に乙34の会計簿を確認してもらったところ、同人も、乙34が自分の作成した会計簿ではない旨述べている（甲29・熊谷昌彦陳述書）。

(2) 第3段落について

被告の主張は争う。

前述したとおり、原告章文は、平成18年度及び平成19年度の監査において、「園原部落特別会計」（口座番号 6159869）の通帳は確認しておらず、よって、平成30年度に初めてその存在を知ったことに相違ない。

(3) 第4段落について

被告の主張は否認ないし争う。

2 (2)について

被告の主張は争う。

被告は、平成18年度及び平成19年度の監査において、原告章文が「園原部落特別会計」（口座番号 6159869）の存在を知っていたことを前提にして種々主張するが、前記1項で述べたとおり、原告章文が、平成18年度及び平成19年度に「園原部落特別会計」（口座番号 6159869）の開設を知ることはなかつ

た。

第2 第2 「原告章文の、平成28年度の副部落長会計としての言動と、その余波に関する主張について」について

1 (1)について

被告主張事実は否認ないし争う。

園原部落の監査は、その年度の会計役が収支報告書を作成した上で、監査日を設定するものである。

しかし、平成28年度の会計役であった原告章文は、引き継ぎを受けた通帳や前年度の会計簿に不審な点があり、前年度会計であった熊谷政幸部落長に対して説明を求めていたが、回答を得ることが出来なかつた。そのため、会計を締めることができず、監査日を設定することが出来なかつたのである。

2 (2)について

被告主張事実の内、訴外朋宏に文書を渡して配布を依頼したことは認め、総会出席者の反応は不知であるが、その余は否認する。

原告章文は、平成29年3月27日、阿智村長熊谷秀樹氏に横領の件を説明し警察に届ける旨の報告をした上で、警察に届け出た。その翌日、警察に届けたことを村長に報告し、役場職員であり、平成29年度の部落長に選任された訴外朋宏にも状況を報告してよいか許可を得た上で、訴外朋宏に対して、警察に届け出た経緯や不正の内容を説明する文書を渡して、部落への報告をお願いしたものである（甲30）。

また、平成29年4月4日頃、訴外政幸が原告章文を訪ねてきた際に、原告章文は、通帳を警察に預けたとは述べていない。

3 (3)について

被告の主張は争う。

原告章文が平成28年度の会計処理が適正にできなかつたのは、前述したと

おり、前年度会計から引継ぎを受けた通帳や会計簿に不審があったため、それを熊谷政幸部落長に対して説明を求めていたが、回答を得ることが出来ず、会計を締めることができなかつたためである。

原告章文は、従来の会計簿の続きに平成28年度の会計収支を記入しようとしたところ、途中で、前年度以前の収支に疑問を覚え、それ以上記入せず、証拠保全のために、古い帳簿はそのままにして、新たな帳面を用意して、その新しい会計帳簿を次年度会計に引き継いだのである。

また、原告章文は、声高に他人を非難したことなどない。

4 (4)について

被告の主張は争う。

平成29年5月12日に部落会が開催されるという通知はなく、その後の部落会や会計報告でも、特別口座を復元するという話は一切なかつた。

特別口座を復元するというのは、同じ名義の口座を新たに開設するとの意味かと思われるが、そのためには、必ずしも古い口座通帳が必要とはならないものと考える。

第3 第3 「原告準備書面(3)に対する認否並びに反論及び被告の主張」について

1 2項について

(1) (1)について

被告主張事実は否認する。

園原西地区における主要道路は県道のみであり、県道は阿智村の管轄外であるため、平成7年以前には集落内の村道は、阿智村による除雪は行われていなかつた。

平成8年にヘブンス園原(スキー場)が営業されることになり、村道が拡幅され、交通量も増えたことから、一時期、ヘブンス園原の運営業者による除雪が行われていたが、平成8年から、阿智村で園原西地区に除雪機を導入す

ることとなり、園原西地区の除雪機による除雪がなされるようになったのである。

(2) (2)について

被告主張事実は否認する。

原告準備書面(3)に記載したとおりである。

2 3項について

(1) (1)について

ア アについて

被告主張事実は否認する。

幅員が4mあれば除雪は十分可能である。道路幅員4mは、道路法の基準道路幅員であって、ホイールローダーに限らず、大型車両（バス、貨物自動車）の通行にも支障のない幅員である。

また、当該箇所の井水には側溝蓋が設けられており、雪が井水に詰まることはなく、反対側には高さ70cm程度のブロック塀があるため、原告方敷地内に雪を落とす恐れもない（甲31）。

現実に、訴外熊谷操氏の自宅裏の村道は、幅員が4mに満たず、道路脇には井水もあれば塀もあるが、被告菊美は難なく除雪を行っている。

また、被告は、熊谷泰人氏宅前の道路幅は3mであるからホイールローダーを侵入させられないと主張するが、原告としても、熊谷泰人宅前の道路まで除雪していたとは主張しておらず、甲21においても、「熊谷泰人氏旧宅の手前まで」除雪されていたと記述しており、被告の引用は不正確である。甲11に明確に示されているとおり、甲11の黄色部分の道路が、被告菊美が平成28年1月頃までは除雪していたのにその後除雪しなかつた箇所である。

イ イについて

被告主張事実は否認する。

被告は、令和4年2月は降雪が多く、除雪する都度に雪山の量が増えていったと主張する。

しかしながら、被告菊美は、乙36の4頁においては、「排土板の両側に雪が排出されるようになる」と記述しており、除雪した雪は道路の両側に排出されると説明している。そうであれば、除雪した雪は村道の両側か、水路の側溝蓋の上に寄せられるはずであり、普通に除雪していれば、原告ら宅の表玄関前に雪が高く積み上がることはない。

(2) (2)について

被告主張事実は否認する。

ア 原告らは、原告自宅前の村道が除雪されなくなったことについては、村役場に苦情の連絡をしたが、「ホイールローダーが自宅敷地内に侵入し、回転して雪を固めるために雪かきができない」「自宅に乗り入れて回転したら除雪しろ」「除雪車で踏み固めないようにしろ」という趣旨の指摘は、本件訴訟において、被告菊美の除雪状況を説明するために、証拠として提出しただけで、村や被告菊美に苦情として述べたことはない。

しかも、令和4年12月末に、阿智村役場の職員である市村氏と部落長の熊谷義文氏が原告章文の勤務先を訪れた際にも、両氏は「被告菊美が原告自宅裏の村道を除雪しないのは、入口で回転させてくれないのが理由である」と述べていたが、それに対し原告章文は「入口で回転させないと一度も言っていない」と説明している。にも拘わらず、それ以降も、被告菊美は原告自宅裏の村道を除雪していないのである。

イ 被告は、原告美紀が甲24において「2軒の隣家前だけ除雪し」と記述したことに対し、片側の隣家である被告渋谷宅前の村道のことだけに言及して、被告渋谷が「自分の敷地を使ってホイールローダーを回転してくれてよいので、除雪を頼む」と述べたから除雪することにしたと主張する。

原告らが自宅敷地で回転させない旨述べたことがないことは前述のとお

りであるが、原告宅の2軒の隣家とは、片方が被告渋谷宅であり、反対側が被告加藤宅であるところ、3軒の家の前を通る同じ村道につき、原告宅を挟んで両側の2軒は除雪され、原告宅だけを除雪しないというのは、意図的な嫌がらせ行為としか理解できないのである。

3 4項（原告準備書面(3)第1 2について）について

まず、被告は、「行為者を特定していないのか、原告章文の家族だと特定しているのか、明らかにされたい」と記述しているが、「原告章文の家族」ではなく、「訴外操の家族」の誤記と思われる。

また、甲23（原告熊谷美代子の陳述書）において、警察に届けたと記述した件については、警察に心当たりはないかと聞かれて、「熊谷操の家族ではないかと思う」と伝えただけで、明確に犯人を特定して届け出た訳ではない。

4 5項（被告の主張）について

(1) (1)について

被告主張事実の内、原告らが村から除雪の実態を説明されていたことは否認し、被告の主張は争う。

なお、「乙23、24号証」というのは、「甲23、24号証」の誤記と思われる。

被告は、除雪の実態として、乙46として、札幌市の除雪基準を提出しているが、年間降雪量が全く異なる都市の除雪基準であって、何ら本件の除雪の実態を説明し得るものではない。

また、原告らは、村から除雪の実態を説明されたことではなく、村の対応は、現場の状況に合致しない不合理な回答に終始したのであって、「村の説明が正しいかどうか検討することもせず」等と非難されるのは誠に心外である。

(2) (2)について

被告の主張は争う。

甲24の原告美紀の記述について、被告菊美は乙36の11頁において、

「原告美紀は、停車させたホイールローダーの左側を、犬を連れて通り抜けを行きました。それを確認した上で、ホイールローダーを発進させ」と記述しているが、全く事実と異なっている。

被告菊美が運転するホイールローダーの左側は、除雪した雪が堆積するためその横を歩行者が通り抜けるスペースはなく、原告美紀は、ホイールローダーの向かって右側にある空き地に退避してホイールローダーが通り過ぎるのを待つつもりであったところ、停車していたホイールローダーが突然発進してきたために、急遽、向かって左側の雪だまりにジャンプしてかわし、雪の中に転倒している。

第4 第4 「原告らの、井水に関する主張について」について

1 2項について

(1) (1)について

被告主張事実は否認する。

まず、滝見台付近の井水は、部落内への井水ではないため、部落内の井水の流量とは関係がない。

また、駒つなぎの桜付近の止水板を閉じ加減にする必要はなく、井水のゴミ出しや土砂の搬出は、春と秋のお祭りに合わせて年に2回行っているため、井水は年中順調に流れている。

被告は井水の管理は井水を利用する住民が各々行っているかのように主張するが、これも事実に反する。部落において、井水を管理するための資金を積み立てて管理しており、この資金により、井水役という役員を置いて、井水の日常の管理をお願いしているのである。

(2) (2)について

被告主張事実の内、井水の流量が減った原因が土砂等が止水板に詰まったことであるかのような記述については否認する。

井水の流量が減ったのは、下平組の熊谷敏一氏（熊谷和美氏の父）が池の鯉に十分に井水の水を入れるために、東組の井水と下平組の井水の分岐調整枠の調整ハンドルを持ち帰ったことが原因である。当時、敏一氏は和美氏と代替わりをして部落会に出ていなかったため、啓司氏（「敬司氏」は誤記である）が直接井水役の訴外田中友弘氏に対処を依頼したのである。

2 3項について

被告の主張は否認ないし争う。

原告方に井水が流れなくなったことにつき、被告は、ごみや土砂等のつまり、止水板の調整によるものであると主張する。

しかしながら、令和2年の秋口に、阿智村が原告宅の給水を停止してからは、井水が全く流れてこなくなってしまったのであり、門前屋（飲食店）の豆腐加工に用いた処理水等が時々流れてくる状況であった（甲7の写真④）。

そこで、原告が分岐点へ出向いて確認したところ、東組と下平組の井水の分岐枠が東組へ流れる水路が閉じられ、下平組だけに水が流れるようになっていた。

また、長者の池に水を入れるために、原告章文が泰人宅への水道管を切断した件で、警察に事情を説明した直後に、止められていた井水が急に流れてきたこともあった。

従って、井水の水が止められたのが、人為的なものであることは明らかである。

第5 その他

1 選挙妨害の文書について

令和4年1月23日からの阿智村村長選挙期間中、選挙ポスター掲示板の横の土地（原告章文所有）に、原告章文が村内全戸に配布した封書に、朱色マジックペンで「キチガイは村から出ていけ！」「ウソつき！！」「人間のクズ」「家

族そろって村から出ていけ！！」等と書き込まれた書面が置かれていた（甲32・33）。

原告らとしては、「キチガイ」「人間のクズ」「村から出ていけ」などの苛烈な表現での書き込みであるため、行為者は特定できないものの、原告らに対する嫌がらせ行為の一環であると考える。

2 4つの特別口座を解約した理由について

原告章文が解約した4つの特別口座については、それぞれ、以下に述べるとおり、出入金に不審な点や口座開設の経緯に不審な点があった。そのため、次年度会計にそのまま通帳を引き継げば、証拠隠滅の恐れがあると考え、原告章文の元で口座通帳を保管して証拠保全を図るために、各口座を解約して、その解約金を「園原部落」の一般会計口座に預け入れた上で、同口座通帳を次年度会計に引き継いだのである。

(1) 園原部落特別会計N○.1（口座番号6261639）について

ア この通帳は、火渡り行事の収入（信濃比叡からの場所代）を基にして、火渡り行事の準備をした住民の人工代（1人当たり5000円）を支払うために、平成15年11月20日にその年の会計である熊谷寛氏が開設したものである（乙11）。

イ 当該通帳の出入金をみると、以下のとおり、不審な点がある。

① 平成16年2月24日（当時の会計は原告章文）及び平成17年3月10日に各10万円の入金があり、平成17年9月22日に「オドウキフ」との摘要で20万円が払い戻されているが、この年に寄附を行った事実はないし、寄附であれば、この口座ではなく、「園原部落」の口座から払い戻されるはずであり、この20万円は使途不明金と考えられる。

② また、平成18年4月19日「ソノハラシャサイセン」651円の入金を最後に、通帳の途中であるにも関わらず、理由なく新たな通帳に繰り越されている点も不審である（乙11、甲34）。

③ 例年、年度末に入金があるはずの「ヒワタリ」10万円の入金が、平成18年の2～3月頃になく、平成19年3月28日に「火渡り17年度」「火渡り18年度」との摘要で各10万円が入金されているが、この入金は、「園原部落」の口座からの振替である（甲35の2）。

そして、「園原部落」の口座には、平成19年2月26日に「火渡実行委員」として10万円の入金があるが、平成18年2月から3月には（それ以降にも）10万円の入金はない（甲35の1・2）。

従って、「火渡り18年度」の10万円は、誤って「園原部落」の預金口座に入金したのを「園原部落特別口座No.1」に振り替えたことが分かるが、「火渡り17年度」の10万円は入金もないのに「園原部落」の口座から振り替えており、この年に支払われたはずの10万円は部落会計に一切入金されていないのである。

④ 平成19年度以降も確認すると、平成20年3月17日「火渡り19年度」として10万円、平成23年3月14日「火渡り22年度」として10万円が入金され、それ以降の年度も平成28年度まで、年度末毎に10万円が入金されているが、平成20年度、平成21年度の各10万円は入金されていない（甲34）。

なお、平成23年3月14日の入金は、「園原部落」口座から振り替えられたものであるものの、同口座には、平成23年2月21日に「お寺より火渡り」として10万円が入金されているため、この誤って入金した金員を「園原部落特別会計No.1」の口座に振り替えたものと思われる。

ウ 原告章文は、火渡り行事の収入から、平成17年度に30万円、平成20年度、平成21年度に各10万円の合計50万円が横領された疑いがあると考えたものである。

(2) 園原部落特別会計No.2（口座番号0004345）について
この口座は、平成19年4月25日に新規開設されているが、口座開設に

あたり部落に説明はなく、どのような目的で開設されたのか、また、新規開設時の15万5000円、及び、平成21年4月7日の18万円の入金については、その出処が不明であった（甲36）。

(3) 園原修景事業（口座番号6165737）について

ア この口座は、両区から「修景事業費補助金」の名目で振り込まれる金員を基に開設された口座である。この通帳の管理は、従来は修景委員会の田中義幸氏が行っていたが、平成24年頃から部落で管理するようになっていた。

しかし、管理者の変更について、田中義幸氏からも部落長からも説明がなかった。

イ また、平成18年までは「両区総代より」として入金されていたのが、平成19年に「財産区より」に変わっているところ（甲37）、「財産区」という団体は存在していない。

ウ 原告章文は、平成29年度の会計として、平成28年度会計の熊谷政幸氏からこの通帳を引渡され、会見監査を受けた後に当該口座から平成28年3月18日付で9万円の支出があったため、その目的が不明で、領収書もなかったため、熊谷政幸氏に説明を求めたが、回答が得られなかった。

そのため、上記9万円は使途不明金であると考えたものである。

(4) 園原部落特別会計（口座番号6159869）について

この口座については、昭和62年6月12日に開設されたものと思われるが（甲38）、通帳は部落で管理されてきておらず、平成18年の監査の際に、監査委員であった原告章文において確認していなかった口座である。

また、平成19年度の会計であった熊谷昌彦氏も、当時この通帳の引継ぎを受けておらず、通帳を確認していない旨証言している（甲29）。

原告章文は、平成28年度の会計の時に、平成18年5月23日付で新規に繰越し発行された通帳（乙35）の引継ぎを受け（甲38の通帳は引継ぎ

を受けていない)、突如出現したこの通帳に不審を覚えたのである。

以上